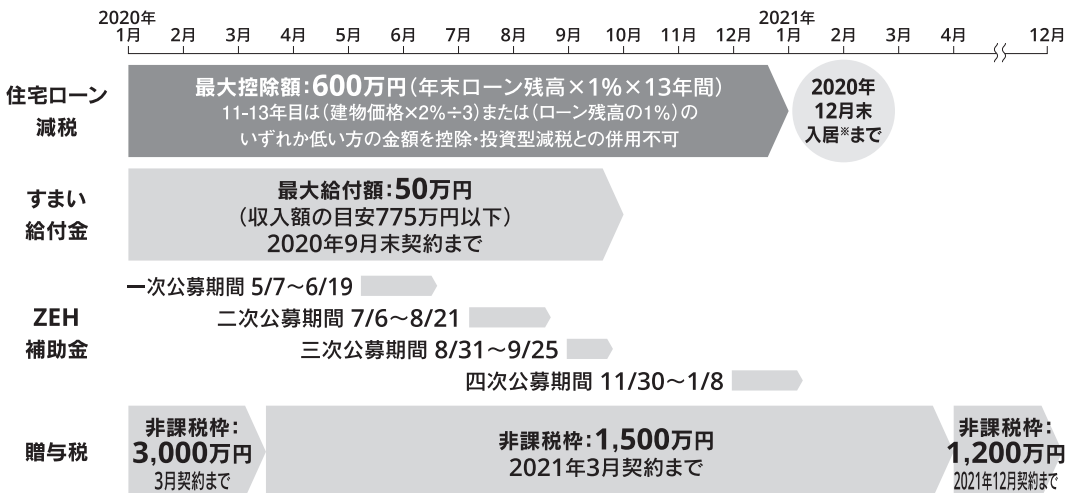


13年間の住宅ローン減税は 2020年12月31日までの入居※が条件！

※新型コロナウイルス感染症の影響で期限内に入居できない方へ

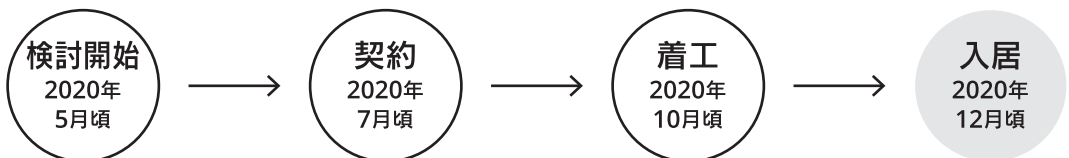
●住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により入居が期限(令和2年12月31日)に遅れた場合でも、以下の両方の要件を満たした上で令和3年12月31日までに入居すれば、特例措置の対象となります。[1]一定の期日までに契約が行われていること。・注文住宅を新築する場合:令和2年9月末・分譲住宅・既存住宅を取得する場合、増改築等をする場合:令和2年11月末[2]新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、注文住宅、分譲住宅、既存住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと。●確定申告時に「入居が遅れたことを証する書類」等が必要です。詳細は下記国交省HPをご覧ください。
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html

■ 主な住宅取得支援策(長期優良住宅/低炭素住宅/質の高い住宅の場合)



制度活用のためにお早めの検討を！

■ 家づくりのスケジュールイメージ



「まだ先」とお考えの方でも、
家づくりの支援策については今のうちから
情報を入手しておくといいでしょう！

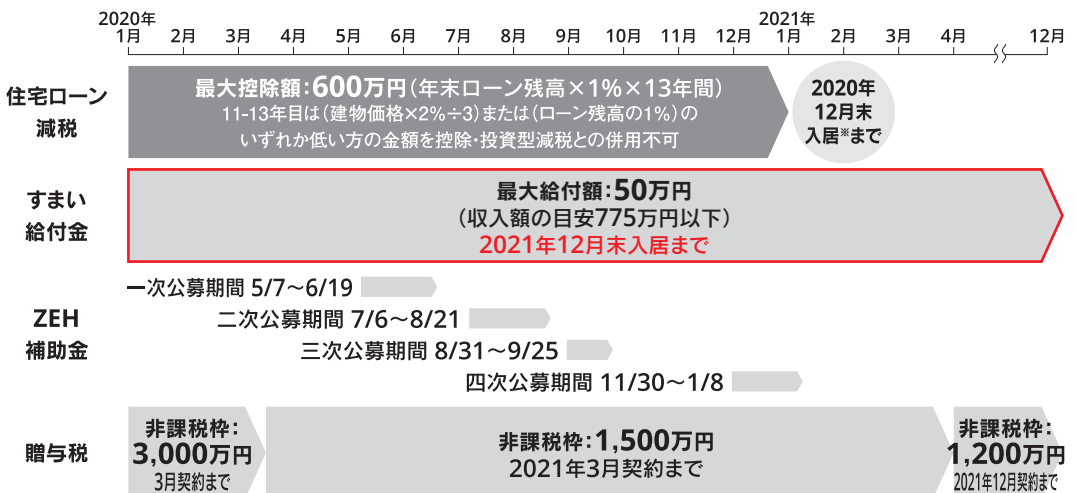


13年間の住宅ローン減税は 2020年12月31日までの入居※が条件！

※新型コロナウイルス感染症の影響で期限内に入居できない方へ

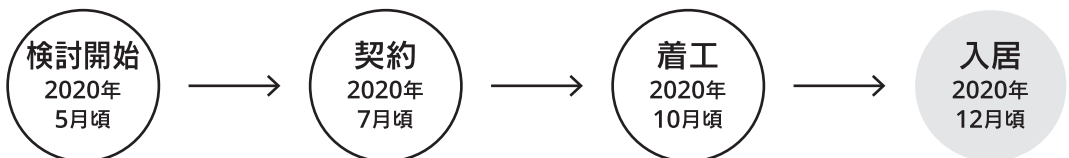
●住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により入居が期限(令和2年12月31日)に遅れた場合でも、以下の両方の要件を満たした上で令和3年12月31日までに入居すれば、特例措置の対象となります。[1]一定の期日までに契約が行われていること。・注文住宅を新築する場合:令和2年9月末・分譲住宅・既存住宅を取得する場合、増改築等をする場合:令和2年11月末[2]新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、注文住宅、分譲住宅、既存住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと。●確定申告時に「入居が遅れたことを証する書類」等が必要です。詳細は下記国交省HPをご覧ください。
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html

■ 主な住宅取得支援策(長期優良住宅/低炭素住宅/質の高い住宅の場合)



制度活用のためにお早めの検討を！

■ 家づくりのスケジュールイメージ



「まだ先」とお考えの方でも、
家づくりの支援策については今のうちから
情報を入手しておくといいでしょう！

